

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国(渋谷税務署長)

平成22年4月22日受理

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年1月25日判決、本資料258号-14・順号10872)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年12月10日判決、本資料258号-243・順号11101)

決 定

申立人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	渋谷税務署長 小島 安雄
同指定代理人	須藤 典明ほか
相手方	甲

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、第4及び第5を除く部分を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、第4及び第5を除く部分は、重要でないと認められる。

平成22年4月22日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 宮川 光治

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇